



実施事項及び話題提供

実施事項

(1) 令和2年6月に改定した主な取組の 進捗状況

主な取組の進捗状況

改定前の取組	改定後の取組	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 整備効果の高い箇所から、計画的な護岸や遊水地等の整備 重点的に堆積土砂の撤去を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 遊水地や流路のボトルネック箇所等の整備を加速 河床掘削・樹木伐採等の緊急実施 	実施中
<ul style="list-style-type: none"> 水害対応タイムラインについて、概ね5年を目標に作成 	<ul style="list-style-type: none"> 水害対応タイムラインについて、令和2年度を目標に作成 	全市町村作成済
<ul style="list-style-type: none"> 水位計等の増設 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易水位計や簡易型河川監視カメラの設置を必要性の高い箇所から設置 	実施中
<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨を対象とした浸水想定区域図やハザードマップの見直しを概ね5年を目標に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップの見直しを令和2年度を目標に実施 	30/32市町村実施済
<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難確保計画を概ね5年を目標に作成 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難確保計画を令和3年度を目標に作成 	約7割作成済
—	<ul style="list-style-type: none"> わたしの避難行動（マイマップ・マイ・タイムライン等）に係る取組を実施 	29/32市町村実施済
—	<ul style="list-style-type: none"> ダム放流情報に係るホットライン等を改善 	実施済

主な取組の進捗状況について

◇ 簡易水位計及び簡易型河川監視カメラの設置について（県）

【これまで】（令和3年3月末時点）

○簡易水位計：42河川、76基設置済

○簡易型河川監視カメラ：46河川、78基設置済

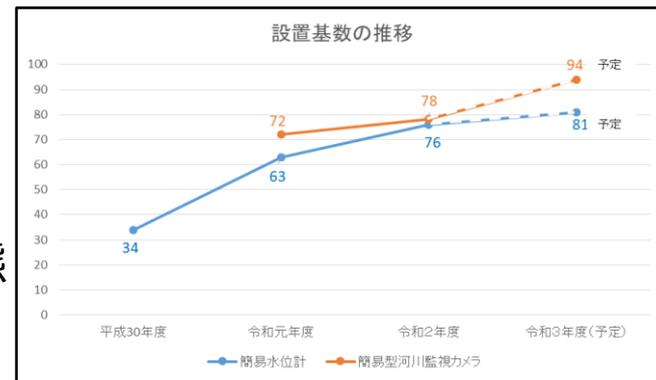
【課題】

○太陽電池で稼働しているため長雨等により無日照状態が続くと電源が喪失し、カメラ画像が確認できない。

【今後の予定】

○市町村から要望のあった箇所等へ設置を進める。

○設置済み箇所についても、必要に応じて、商用電源等によるバックアップを進める。



商用電源化



簡易型河川監視カメラ（R 3 新設）
（山王川 天神橋）



ソーラーパネル
増設



商用電源化

簡易型河川監視カメラ（R 1 設置 R 3 補強）
（三沢川 南武線下流）

主な取組の進捗状況

◇ 洪水ハザードマップの作成・公表について

【これまで】

- 令和2年度末までに、対象となる108河川すべてにおいて、想定最大規模に対応した洪水浸水想定区域図等を作成済（県）
- 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等に基づく洪水ハザードマップの作成・公表については、10月末時点で、対象となる32市町村（町田市含む）のうち、**30市町村**（R3.5末時点:25市町村）で完了（市町村）

【課題】

- リスク情報空白域解消のため、市町村が管理する準用河川等を含む洪水ハザードマップが求められている

【今後の予定】

- 未完了の市町村においてR3年度中に公表
- 新たに洪水浸水想定区域図が作成された場合などは適宜、洪水ハザードマップを見直す
- 洪水ハザードマップの周知方法や住民が参加した訓練等への活用について検討



洪水浸水ハザードマップの作成状況（R3.10末）

※同一市町村内に洪水ハザードマップ、浸水想定区域の対象河川が複数ある場合、すべての河川で作成されていれば作成済市町村として着色している

主な取組の進捗状況

◆ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成について

【これまで】

- 施設の地域防災計画への記載を継続（市町村）
- 記載された施設に向けて説明会等を実施し、計画作成や訓練実施を促進・支援（市町村）
- 市町村の取組に対し、各所管部局で、必要な情報提示などの支援（県）

【課題】

- 令和3年度中の作成を目標としているが、9月末時点で対象施設のうち、約7割の3,158施設（R3.3末時点:2,842施設）で作成済み

【今後の予定】

- 関係機関庁内会議にて情報共有し、計画作成等をさらに促進するため、市町村に対し、県関係機関連名による作成促進の通知を発出予定（県）

- 計画作成や訓練実施に向け、取組を継続（市町村）

	浸水想定区域の指定の有無	地域防災計画に要配慮者利用施設が定められているか	対象施設数	避難確保計画作成済み施設数	計画に基づく訓練実施済み施設数
全体	-	-	4,273	3,158	579
横浜市	○	定められている	1545	1313	
川崎市	○	定められている	1528	1015	219
相模原市	○	定められている	61	61	13
横須賀市	○	定められていない	-	-	-
平塚市	○	定められている	355	254	-
鎌倉市	○	定められていない	-	-	-
藤沢市	○	定められている	72	50	
小田原市	○	定められている	146	121	121
茅ヶ崎市	○	定められている	109	103	73
逗子市	○	定められている	24	2	
三浦市	×	-	-	-	-
秦野市	○	定められている	30	28	27
厚木市	○	定められている	198	93	93
大和市	○	定められている	18	18	
伊勢原市	○	定められていない	-	-	-
海老名市	○	定められている	108	60	
座間市	○	定められている	18	4	4
南足柄市	○	定められている	23	19	19
綾瀬市	○	定められていない	-	-	-
葉山町	○	定められている	4	4	
寒川町	○	定められている	6	6	5
大磯町	○	定められている	13	1	1
二宮町	○	定められていない	-	-	-
中井町	○	定められていない	-	-	-
大井町	○	定められている	6	3	1
松田町	○	定められている	8	3	3
山北町	○	定められていない	-	-	-
開成町	○	定められている	1	0	0
箱根町	○	定められていない	-	-	-
真鶴町	×	-	-	-	-
湯河原町	○	定められていない	-	-	-
愛川町	○	定められていない	-	-	-
清川村	○	定められていない	-	-	-

避難確保計画の作成等の進捗状況（R3.9末）

主な取組の進捗状況

◇ マイ・タイムライン※等について

【これまで】

- 住民一人ひとりが自らの避難行動を確認し、自律的な避難行動を促すことを目的とした取組「わたしの避難行動」の実施（市町村）
- 市町村の取組に対し、必要な情報提示やワークショップ等への参加などの支援（県）
- **29市町村**（R3.5末時点:28市町）にて取組を実施

市町村名	マイタイムライン								その他
	HP	配布	講座等	広域や防災マップ等掲載	訓練やイベントで啓発	動画作成	作成ガイドブック	ハザードマップに掲載	
横浜市	○	○	○	○	○	○	-	-	風水害リーフレット じぶん防災ハンドブック
川崎市	○	-	○	○	-	○	○	-	防災啓発タブロイド紙
相模原市	○	-	○	○	-	○	○	-	
横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	○	
平塚市	○	○	-	-	○	○	-	○	防災ひらつかチャンネル
鎌倉市	○	-	-	○	-	-	-	○	
藤沢市	○	○	-	-	-	-	-	-	ふじさわ防災ナビ
小田原市	○	○	○	○	-	-	-	-	避難行動マニュアル
茅ヶ崎市	○	○	○	-	-	-	○	○	ハザードマップ別冊 ガイドBOOK
逗子市	-	-	○	-	-	-	-	-	
秦野市	○	○	○	○	○	-	-	-	風水害リーフレット
厚木市	-	-	-	○	-	-	-	-	防災ポケットブック
大和市	○	-	○	-	-	-	-	-	
伊勢原市	-	-	-	-	-	-	-	○	
海老名市	○	○	○	○	○	-	-	-	
座間市	-	-	-	-	○	-	-	-	
南足柄市	○	-	○	-	-	-	-	○	
綾瀬市	○	-	○	-	-	-	-	○	
葉山町	○	○	-	○	○	-	-	○	
寒川町	○	-	-	○	○	-	-	○	
大磯町	○	○	-	-	-	-	-	○	
二宮町	○	○	-	○	-	-	-	-	
中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	
大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	
松田町	○	-	○	-	-	-	-	-	
山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	
開成町	○	-	-	○	-	-	-	-	
箱根町	-	-	○	-	-	-	-	-	
湯河原町	-	-	-	○	-	-	-	-	
愛川町	○	-	-	○	-	-	-	-	
清川村	-	-	-	-	-	-	-	○	
町田市	○	○	○	-	-	-	-	○	

マイ・タイムライン等の取組状況（R3.10末）

※住民一人ひとりのタイムラインで、台風等で河川水位が上昇する時、自分自身がとる防災行動を時系列的に整理・まとめるもの。

実施事項

(2) 取組事例の紹介

取組事例の紹介

◇メディアとの情報共有の場について（県）

- 令和元年東日本台風において城山ダムでは、昭和40年の運用開始以来、初めて緊急放流を実施し、記者発表や緊急速報メールなど様々なツールにより、住民に情報発信していたが、**発信者である県と受け手である住民との間で認識が異なっており、危機感や切迫感が十分に伝わらなかった**
- ダムの防災情報を住民に正しくわかりやすく伝わるよう、緊急放流による影響や昨年導入した事前放流や特例操作などの新たな操作などについて、本格的な台風シーズンに備え、**メディアの方々との情報共有する場を設けた**

【内 容】

- ①情報共有：緊急放流（異常洪水時防災操作）による影響について
特例操作及び事前放流の操作方法及びその効果について
- ②意見交換：記者会見について（実施の目安、提供内容など）

【効 果】

- ダムの用語や操作方法、記者発表のタイミング等について、**メディアの方々
と共通認識を持つことができた**

取組事例の紹介

◇ ダムの緊急放流を想定したタイムラインについて(県)

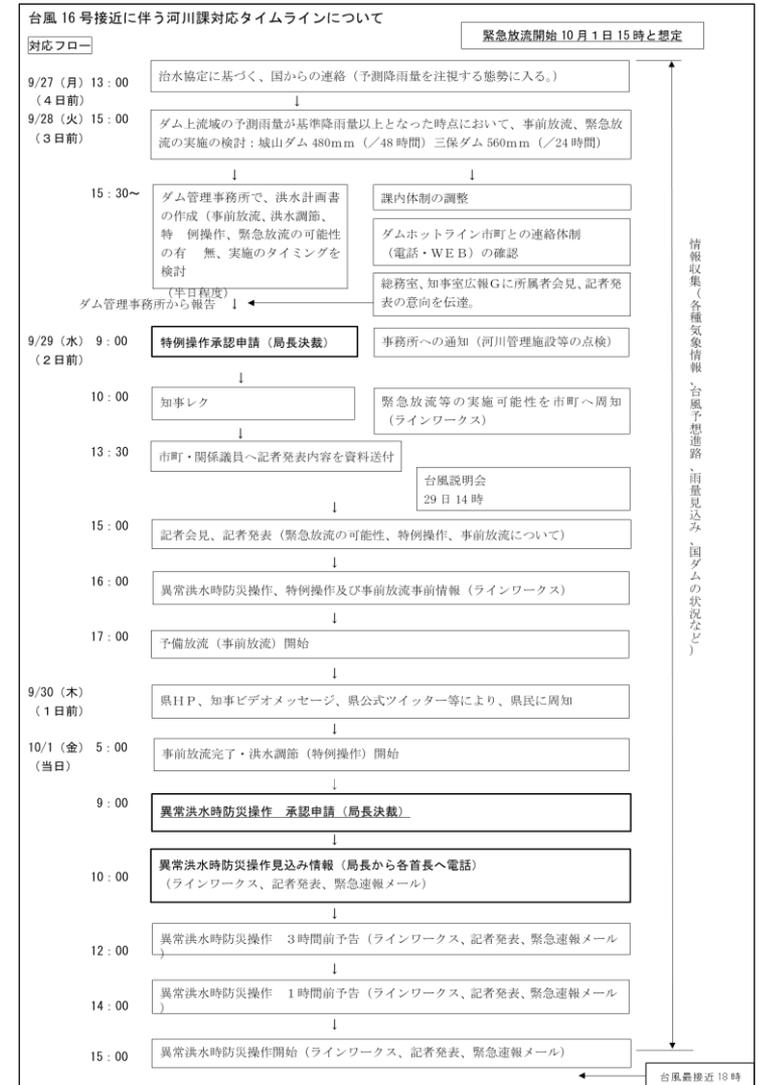
○ 令和3年の大型で非常に強い台風第16号は、非常に強い勢力で、本県に上陸のおそれがあったことから、事前に作成していた**タイムラインを確認し、ダムの緊急放流の実施を想定するなど、最大級の備えを図った**

【効果】

○ 事前放流や市町村への情報提供（ホットライン）や記者発表等のタイミングが整理でき、**円滑に内部での情報共有を図ることができた**

【課題】

○ 沿川市町の首長とのホットライン（電話）には時間を要することから、一堂に会したテレビ会議を活用したホットラインの検討が必要



◇ 地域連携型要配慮者マイ・タイムラインについて(中国地方整備局)

○ 倉敷市真備町地区では、要配慮者が、「いつ」「どこで」「誰と」「どうやって」避難するか、隣近所をはじめとした地域の方々や、福祉事業所職員等一緒に考える、「**地域連携型のマイ・タイムライン**」の作成を進めている

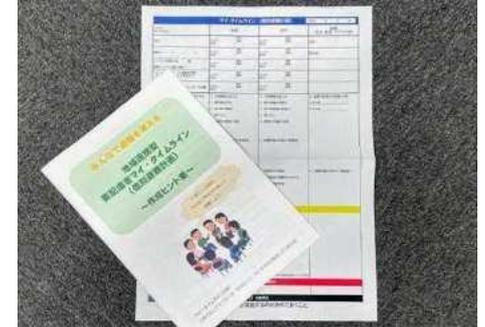
- ①取組主体 : 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所(事務局)
- ②取組参加機関: 真備地区関係機関・事業所等連絡会、真備高齢者支援センター、まちづくり推進連絡協議会、民生委員、社会福祉協議会、倉敷市(ほか)



要配慮者マイ・タイムライン
作成中の様子



要配慮者マイ・タイムラインにもとづき
避難訓練を実施



要配慮者マイ・タイムライン
作成ヒント集

【効果】

- 要配慮者が計画的に避難できる
- 避難支援が**支援する側の避難スイッチにつながり**、地区全体の早期の避難促進につながる

取組事例の紹介

◇ 市内商業施設と連携した河川の広報について（横浜市）

○ 市民への河川広報及び防災意識向上のため、商業施設トレッサ横浜の防災フェア（令和3年10月19日から25日まで）というイベントにて、水防災啓発動画の大画面放映、パネル展示、水難事故防止啓発チラシや洪水ハザードマップの配布を実施

【令和3年度】

- ・ 期間中、動画「ヨコハマの川とハマカワさん」を大画面で放映
- ・ A1のパネル6枚分の展示で、横浜市水防災情報のページ等について普及啓発
- ・ イベントでの水難事故防止啓発チラシ・ハザードマップ各800部の配布



↑ 水難事故防止
啓発チラシ

取組事例の紹介

◇ 水害対応タイムラインについて（横浜市）

○ 避難指示の発令等に着目した水害対応タイムラインを策定（令和2年度）

【令和3年度】

- ・ 災害対策基本法の改正に伴う避難情報の名称変更を反映（避難勧告 ⇒ 避難指示 等）

【今度の予定】

- ・ 実際の災害対応で有効性を確認しつつ、必要に応じて見直しを検討



水害対応タイムライン（横浜市）

取組事例の紹介

◆ 市立学校の避難確保計画や避難訓練実施の取組（横浜市）

- 提出済みの市立学校の避難確保計画を実行性について再点検し、今後修正依頼を行います。
- 訓練マニュアルを作成し、電子申請サービスにて訓練報告依頼を行います。

【令和3年度】

- ・ 避難確保計画作成マニュアルの見直し
- ・ 避難確保計画未提出施設に対し、作成についての説明会を実施（6月10日・11日計4回）
- ・ 提出済み施設の避難確保計画について再点検

【今度の予定】

- ・ 再点検に基づき、各施設へ見直し・修正を依頼
- ・ 令和3年度新設施設及び未提出施設に対し、作成についての説明会を実施

施設名			
所在地			
連絡先	(電話)	(メール)	
チェック項目			
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	作成した避難確保計画の該当項目記載ページを記入	ページ	施設
①防災情報（気象情報・避難情報等）の、収集・伝達が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②レベル3（高齢者等避難）の発令で、避難行動をとることとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③レベル3（高齢者等避難）の発令がない場合でも、避難の判断ができるよう、複数の判断材料を設定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(イ) 避難誘導	作成した避難確保計画の該当項目記載ページを記入	ページ	施設
④施設の状態に応じた避難場所を設定するような計画となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の災害リスク情報を踏まえた避難経路の設定となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥職員のみでの避難誘導に支障がある場合、地域の支援が得られるよう事前に調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(ク) 施設設備			
⑦気象情報、避難情報等入手するための設備が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧夜間の避難が想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨屋内避難を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(エ) 教育、訓練			
⑩教育・訓練の実施が設定されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ）			
⑪自衛水防組織を統括する統括管理者が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫情報収集及び伝達、利用者の避難誘導が自衛水防組織の業務として記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬班体制について、班長班員が記載され、それぞれの任務が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭自衛水防組織の構成員に対する、教育・訓練が上記（エ）に準じて設定されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

区役所	総務局危機管理室	経費種

作成に係るチェックシート

取組事例の紹介

◇「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の一部改正（横浜市）

平成25年に議員提案により制定された「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の一部を改正すべく、横浜市会「政策・総務・財政委員会」で検討が進められています。

<改正の経緯>

東日本大震災から10年という節目であり、また、近年、気候変動の影響から自然災害が激甚化し、各地で被害が多発しています。東日本大震災の教訓を風化させることなく、また時代の変化に即したものとするため、条例の一部改正が行われます。

【条例改正に向けた動き】

- ・ 政策・総務・財政委員会で条例の改正項目や市民意見募集について議論（9月9日、9月22日、12月16日）
- ・ 条例改正案に対する市民意見募集（9月27日から10月29日）
- ・ 今後市会定例会で条例改正案について

議決予定。

Kanagawa Prefectural Government

【改正のポイント】

1. 風水害対策の充実
2. 事業者、地域防災拠点の対策充実
3. 自主避難の強化

【今後の本市の取組】

自助・共助の取組を市民が進められるように啓発や支援を実施。



風水害対策の充実
(マイ・タイムライン)

取組事例の紹介

◇ 学校におけるマイ・タイムラインの取組について（川崎市）

○ 上丸子小学校において、風水害への自助・共助の備えとして上記取組を実施

【令和2年度】

- ・ 通年での総合的な学習の時間で、5年生全員が風水害の基礎知識を学び、クラス内・家庭で意見交換を重ねたうえで、マイタイムラインを作成
- ・ グループ毎にマイ・タイムラインの解説動画を作成し、児童の全家庭に配信
- ・ 家庭でのマイ・タイムラインの検討により、避難先の決定や備蓄などの備えにつながった。

【今度の予定】 ・ 令和3年度も、5年生の授業で取組を継続



取組事例の紹介

◇ わが家の避難行動マニュアルの配布について（小田原市）

市民の災害時における避難行動や情報入手方法などの意識づけとして、わが家の避難行動マニュアルの配布を実施

【令和3年度】

- ・市内全戸に配布（令和2年度にも全戸に配布した）

【今後の予定】

- ・法令改正などを踏まえて更新し配布する

わが家の避難行動マニュアル〈風水害編〉

わが家の「マイ・タイムライン」記入シート

【取組の効果】 市民が避難情報の変更を把握し、各自の避難行動を事前に検討するなど防災意識を啓発することができた。

話題提供

各市町村の緊急速報メールの 発信状況について

各市町村の緊急速報メールの発信状況について

警戒レベルの発令・解除を緊急速報メールで発信する市町村の数
(令和3年10月28日現在)

令和3年5月20日、災害対策基本法一部改訂により市町村が発する警戒レベルの内容が変更

	警戒レベルの発令・解除					
	3発令	4発令	5発令	5解除	4解除	3解除
緊急速報メールで発信する	18	25	27	7	7	8
緊急速報メールで発信しない	14	7	5	25	25	25
状況により判断	1	1	1	1	1	0

※ 警戒レベル5：緊急安全確保、警戒レベル4：避難指示
警戒レベル3：高齢者等避難

※ 緊急速報メールによる発信の有無に関わらず、各市町村は、ホームページや登録制メール、防災行政無線、SNS等、複数の手段を用いて警戒レベルの発令・解除を発信

各市町村の緊急速報メールの発信状況について

【参考】緊急速報メール配信の手引き（第3.5版）より抜粋

10. 解除情報の配信について

避難情報の解除情報については、緊急速報メールではなく自治体HPや防災行政無線、登録制メール等での周知を推奨します。

解除情報は配信可能項目から逸脱するものではないと考えられますが、緊急速報メールは緊急性が高く直ちに配信すべき情報の配信にご利用ください。

